

弁償を要する資料汚損・破損の基準

基準

1. 職員による修復が不可能で、下記の状態により、他利用者への適切な提供が困難と判断した資料
2. 貸出回数が少ない、新刊資料等の場合

状 態	例
汚損・水濡れ・飲食物等の染み	・水濡れ（飲食物・泥汚れ他）によるページの汚損・破損・付着 ・カビの発生 ・目立った汚れがなくても、著しいにおいがついている場合（タバコ、香水等）
資料の一部汚損・破損・亡失	・ページの紛失 ・破損したページが修復不可能 ・ラベル、バーコードの切り取り ・焼け焦げによる重大な破損がある（フィルムが溶けるなど）
書き込み	・消すことが困難 ・消すことによって文章に重大な損失があると判断された場合（文章を損なう、読めない、意図をくめない等） ・図書館側が意図しない所蔵本へのサイン
噛み跡	・本に重大な欠損又は跡があり、提供不可と判断されるもの ・ペットによるものは、多少大小にかかわらずすべて
付録	・付録の紛失により資料価値がなくなり、弁償が妥当と判断した場合

※AV（視聴覚）資料の場合は、著作権許諾資料のため、原則現金弁償とする。

※資料の弁償は、原則借りた利用者へ請求する。

（又貸しによる弁償の場合等、借りた利用者と又貸し相手との問題には図書館は関与しない。）